

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 1—（1）— ① 自主事業計画（提案事業）に記載された事業を行っているか？</p>	<p>【評価算式】 ①実施事業数÷計画業務数 ②実施事業数－計画業務数</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施事業数は指定管理者（以下「指」とする。）からの報告を基にする（業務内容も確認する）</li> <li>・計画業務数は業務計画書を基にする</li> </ul>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：「4点」における計画業務に上乗せする事業数が3事業以上であるとき</p> <p>4点：当初予算の指定管理料内であり、市の承認を受けた上で、計画業務に上乗せして事業を実施したとき（「3点」の結果を満たすこと）</p> <p>3点：算式①結果が「1」、かつ、②結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式①結果が「0.9以上1未満」、又は、②結果が「△2」のとき。 あるいは、「3点」の結果を満たすが、市に連絡なく計画業務を変更したとき。</p> <p>1点：「2点」の結果を満たさないとき</p>	

【評価視点】

行っている。

【評価算式】

①  $29（実施事業数） \div 25（計画業務数） = 1.12$

②  $29（実施事業数） - 25（計画業務数） = 4$

〔計画業務数〕 25事業

1 総合型地域スポーツクラブ運営・育成事業

(1) 総合型地域スポーツクラブ運営・育成事業（子ども向け）

- ①ジュニアダンスクラブ
- ②LTダンスクラブ
- ③キッズダンスクラブ
- ④ウォーターキッズクラブ
- ⑤スイムキッズクラブ

(2) 総合型地域スポーツクラブ運営・育成事業（成人向け）

- ⑥ナイトヨガクラブ
- ⑦朝ヨガリフレッシュクラブ
- ⑧ゆったりベーシックヨガクラブ
- ⑨PYCヨガクラブ
- ⑩がんばらないヨガクラブ
- ⑪ウォーターエクサクラブ
- ⑫いきいきウェルネスクラブ
- ⑬ZUMBA®クラブ

評価基準・根拠（体育施設）

2 スポーツ活動体験事業

(1) クラブ活動体験教室

- ⑭短期フィットネス体験教室（成人向け）
- ⑮初心者スイミング教室（子ども向け）

(2) トレーニング初心者講習会（成人向け）

- ⑯トレーニング室初心者講習会

3 スポーツ大会・イベント開催事業

(1) イベント・大会等開催事業（子ども向け）

- ⑰行田市ドッジボール大会…**中止**
- ⑱わくわくスポーツクラブ交流イベント
- ⑲学童スポーツ団体ポスター展

(2) 大会等共催・協力事業

- ⑳行田市障害者(児)スポーツ・レクリエーション大会…**中止**
- ㉑行田市駅伝競走大会…**中止**

4 公共施設の管理運営及び貸与事業

(1) 施設の貸与に付随する市民向けイベント・キャンペーン事業

- ㉒トレーニング室利用ポイントキャンペーン（成人向け）
- ㉓トレーニング室筋肉ランキングイベント（成人向け）

(2) 施設の貸与に付随する市民サービス事業

- ㉔体育施設の情報提供サービス
- ㉕クラブ会員の施設利用促進事業

〔実施事業数〕 29事業

①～⑯、⑱～⑲、㉓～㉕の 22 事業（計画業務数に対し△3 事業）及び①～⑦の 7 事業（追加）

①ダンスクラブ発表会（イベント・大会等開催事業⑱の追加）

②行田市特定健康診査協力事業（協力事業）

③楽々グラウンドゴルフ（協力事業）

④バトルしっぽとり（共催事業）

⑤公開練習見学事業（施設の貸与に付随する市民向けイベント・キャンペーン事業）

⑥忍城下観光地めぐり（トレーニング室筋肉ランキングイベント（成人向け）㉓の追加）

⑦ファットバーン&マッスルゲイン（トレーニング室筋肉ランキングイベント（成人向け））

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 1—(1)—② 自主事業計画の事業目的を達成したか？</p>	<p>【評価算式】 実施事業目的達成数－実施事業目的数（業務計画書記載事業）</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施事業目的達成数は指からの報告を基にする</li> <li>・実施事業目的数は業務計画書及び指からの報告を基にする</li> </ul> <p>*指からの報告を受ける目的及び目的達成についてはできる限る数値化させる。</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：「3点」の結果を満たし、かつ実施事業目的達成の割合が2事業以上の特筆すべきものがあるとき          4点：「3点」の結果を満たし、かつ実施事業目的達成の割合が1事業でも特筆すべきものがあるとき          3点：算式結果が「0」のとき          2点：算式結果が「△1及び△2」のとき          1点：「2点」の結果に満たないとき</p>	

【評価視点】

達成した。

【評価算式】

$$29（実施事業目的達成数） - 25（実施事業目的数） = 4$$

※特筆すべき事項

- 子ども向けダンスクラブの3事業では、例年「行田浮き城まつり」「行田市ふれあい福祉健康まつり」「まちの賑わい“感謝祭”～音楽と菓子の祭典」のイベントにおいてダンスを披露していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、各イベントが中止となり、発表する場を失ったため、11月20日（土）総合体育館メインアリーナを会場に、財団主催のダンス発表会を開催することで、会員の技術及び意欲の向上を図るとともに、クラブのPR及び活動の成果を披露することができた。
- 市が主催する行田市特定健康診査事業を実施するため、トレーニング室利用料を一部負担することで、市との連携を図った。
- 市が主催する楽々グラウンドゴルフ事業が10月7日（毎週木曜日）から開始し、門井球場及び富士見公園野球場にスタッフを各1名配置することで、市と連携を図った。
- バトルしっぽとり（共催事業）は、行田市市民公益活動登録団体との共催により、子どもから大人まで年齢問わずに楽しめるレクリエーション競技のイベントを開催した。
- 公開練習見学事業（施設の貸与に付随する市民向けイベント・キャンペーン事業）は、マーチングの全国大会に出場する神奈川県立湘南台高等学校の吹奏楽部の協力を得て、本番さながらの練習風景を見学できるイベントを開催した。

評価基準・根拠（体育施設）

【評価視点】 1—(1)—③ 自主事業計画の事業の参加人数は？	【評価算式】 各事業計画の目標参加人数－各事業の参加人数
【算式資料収集方法】 ・各事業の参加人数は④からの報告を基にする ・各事業計画の目標参加人数は業務計画書及び④からの報告を基にする *④からの報告を受ける目標参加人数についてはできる限る数値化させる。	
【点数化】 5点：各事業の参加人数が、それぞれ目標の参加人数の1.2倍以上のとき 4点：各事業の参加人数が、それぞれ目標の参加人数を上回るとき 3点：1つの事業の参加人数が目標の参加人数に達しないが、全ての事業の合計人数では目標を上回るとき 2点：複数の事業の参加人数が目標の参加人数に達しないが、全ての事業の合計人数では目標を上回るとき 1点：複数の事業の参加人数が目標の参加人数に達せず、また、全ての事業の合計人数でも目標を下回るとき	

【評価視点】

13,737人

【評価算式】

21,980人（目標参加人数）－13,737人（参加人数）＝△8,243人

	目標数（定員×回数）21,980人	参加人数 13,737人		
①ジュニアダンスクラブ	延べ1,000人	延べ971人	△29人	0.97
②LTダンスクラブ	延べ1,000人	延べ822人	△178人	0.82
③キッズダンスクラブ	延べ1,000人	延べ1,101人	+101人	1.10
④ウオーターキッズクラブ	延べ2,000人	延べ1,472人	△528人	0.74
⑤スイムキッズクラブ	延べ1,500人	延べ1,155人	△345人	0.77
⑥ナイトヨガクラブ	延べ1,000人	延べ351人	△649人	0.35
⑦朝ヨガリフレッシュクラブ	延べ2,000人	延べ1,112人	△888人	0.56
⑧ゆったりベーシックヨガクラブ	延べ2,000人	延べ998人	△1,002人	0.50
⑨PYCヨガクラブ	延べ2,000人	延べ865人	△1,135人	0.43
⑩がんばらないヨガクラブ	延べ1,000人	延べ421人	△579人	0.42
⑪ウオーターエクサクラブ	延べ2,000人	延べ484人	△1,516人	0.24
⑫いきいきウェルネスクラブ	延べ1,500人	延べ817人	△683人	0.54
⑬ZUMBA®クラブ	延べ1,000人	延べ42人	△958人	0.04
⑭クラブ活動体験教室	延べ180人	延べ123人	△57人	0.68
⑮初心者スイミング教室	延べ150人	延べ150人	±0人	1.00
⑯トレーニング初心者講習会	延べ600人	延べ159人	△441人	0.27
⑰行田市ドッジボール大会	400人	中止		
⑱わくわくスポーツクラブ交流イベント	250人	延べ206人	△44人	0.82
⑲行田市障害者(児)スポーツ・レクリエーション大会	300人	中止		

評価基準・根拠（体育施設）

②①行田市駅伝競走大会	900人	中止			
②②行田市特定健康診査協力事業(追加)	200人	延べ	52人	△148人	0.26
②③楽々グラウンドゴルフ（追加）	フリー	延べ	862人		
②④バトルしっぽとり（追加）	フリー	延べ	60人		
②⑤トレーニング室利用ポイント運用	フリー	延べ	459人		
②⑥トレーニング室筋肉ランキングイベント	フリー	延べ	64人		
②⑦公開練習見学事業（追加）	フリー	延べ	263人		
②⑧クラブ会員施設利用促進事業	フリー	延べ	728人		

【評価視点】 1-(1)-④ サービスを向上させるための方策は達成しているか？	【評価算式】 サービスを向上させるための方策の達成÷サービスを向上させるための方策
【算式資料収集方法】 ・方策の達成は㊦からの報告を基にする ・方策は業務計画書及び㊦からの報告を基にする ・実地調査を行う	
【点数化】 5点：算式結果が「1」で、各方策において、前年度より特筆すべきサービス向上がみられたとき 4点：算式結果が「1」で、各方策全てが前年度よりサービス向上したとき 3点：算式結果が「1」のとき 2点：算式結果が「1未満」でも、前年度よりサービス向上したとき 1点：算式結果が「1未満」で、前年度よりサービス低下したとき	

【評価視点】

達成している。

【評価算式】

$$4（達成） \div 3（方策） = 1.33$$

※主な方策

1 新たな利用者の発掘とリピーターの確保

【総合体育館】

- ・トレーニング室利用ポイントカード制度実施。
- ・トレーニング室利用ポイントキャンペーンの定期実施。
- ・トレーニング室新規登録講習会の開館日実施。
- ・トレーニング室に新しいトレーニング器具の導入への調整を図る。  
※令和元年度、スポーツ振興課から、器具の入替が図られたため、当面、リースは行わない旨を伝えられたことから、今後は必要に応じて再度調整を行う。
- ・トレーニング室において、利用者投票参加型イベント筋肉コンテストの実施。
- ・体組成計の常設。

## 評価基準・根拠（体育施設）

- ・施設内照明のLED化を実施（利用環境の向上）。
- ・施設内トイレの暖房便座の設置。
- ・個人利用客向けに卓球ラケット及びバドミントンラケットの無料貸出しを実施。
- ・個人利用客向けにピンポン玉とシャトルの販売サービスを実施。
- ・移動式プロジェクター2台の貸出しを実施。
- ・民間施設との相互PRを実施
- ・1階自動販売機コーナーにパン、菓子、アイスクリーム類の自動販売機を2台設置した。

### 【市民プール】

- ・市民プール一般開放中にウォーキングコースを設けることによる利便性の向上。
- ・短期初心者向けスイミング教室の開催により、市民プールの利用促進を図った。
- ・スイミングキャップ、ビート板、プルブイの貸出しを実施。

### 【総合公園庭球場】

- ・ナイター利用を通年化したことによる利用者の創出。

### 【富士見公園野球場】

- ・ナイター利用を通年化したことによる利用者の創出（民間ベースボールスクールが定期利用を行っている）。

## 2 施設の安全環境等の向上

### 【施設共通】

- ・施設巡回の強化。
- ・利用者へのマナー向上の定期的啓発の実施。
- ・熱中症予防のため注意を呼びかけるポスター掲示及び館内放送の実施。
- ・熱中症対策のため各施設に経口補水液を常備。
- ・清掃及び設備員の常時配置による衛生的な環境及び施設の安全性の維持。
- ・定期的な救急救助訓練の実施、全スタッフ対象のAED取扱い訓練を定期的実施。
- ・窓口又は受付に筆談器を設置。
- ・市の方針により受動喫煙防止を図る観点から、令和2年8月から敷地内全面禁煙とした。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、感染防止対策の強化を図った。
- ・アルコールスプレー及び検温器の増設、飛沫感染防止用アクリルボード設置、マスク着用の徹底
- ・コロナ対策により、利用者がよく触れる箇所を定期的に消毒する。万が一に備え、消毒剤用の噴霧器を常備した。

### 【総合体育館】

- ・メインアリーナ用バスケットゴールの収納について、倉庫の扉をカーテンに変更し、間口を広げることで、バスケットゴールのバックボードの破損防止とともに、収納を容易にした。

### 【市民プール】

- ・市民プール吸い込み事故予防のため、開放中の全プールにて日常の水中検査・吐水口等の点検実施。

## 評価基準・根拠（体育施設）

- ・市民プール水の水質の安全強化を図るため、レジオネラ菌検査を実施。
- ・市民プール室内2.5mにおいて、仰向け遊泳時の接触事故等の防止を図るため、5mフラッグを設置した。
- ・市民プールにおいて、幼児の溺水事故防止を図るため、アームヘルパーの貸出を実施。
- ・市民プールにおける安全対策の一環として、監視体制の強化及び救助訓練等を実施。
- ・市民プール利用者の適切な入場制限。

### 【総合公園庭球場】

- ・総合公園庭球場の砂入り人工芝コートの大規模な整備を実施。

### 【総合公園第二自由広場】

- ・屋外トイレ内の照度確保のため照明工事を実施

### 【総合公園野球場、門井球場、富士見公園野球場】

- ・場外飛球による住民への被害を改善するため、利用者への注意喚起及び被害者への損害賠償の徹底を実施。

### 【各施設】

- ・熱中症対策として、体温を下げるための氷や冷却パック等を常備した。

## 3. 積極的な情報発信

- ・SNS（ツイッター）による情報発信の実施。
- ・ホームページを活用し、施設情報及びイベント開催の案内を実施。
- ・ホームページを活用し、施設（メイン及びサブアリーナ）の空き状況を情報提供。
- ・メディア（市広報紙、行田テレビ及び埼玉北よみうり等）の積極的活用。
- ・総合体育館リーフレットの刷新。

## 4. 新たな取り組み

### 【施設共通】

- ・50万円以上の修繕については、通常、市が対応する案件であるが、施設の修繕を迅速に対応するため、3か年に分けて、1か年あたり50万円以内で対応が可能である修繕については、財団が実施した。 ※卓球室床修繕、卓球2台修繕

### 【総合体育館】

- ・サブアリーナについて、令和2年度に利用方法の見直し（土日祝日の待ち時間を解消するためフリースペースを1/2面に設定）を行ったが、バスケットボールの利用が著しく減少し、利用促進に繋がらなかったため、再度見直し（フリースペースを1/4面に設定）を行った。
- ・トレーニング室の新規利用ポイントキャンペーンを実施。
- ・トレーニング室新規登録講習会は、令和3年11月まで午後の時間帯のみ講習会を開催したが、12月から夜間の講習会も開催した。
- ・ZUMBA®体験教室は、新規会員の入会を促すため、6月から11月20日まで毎週土曜日に開催。
- ・柔剣道場にスポットクーラーを設置した。

評価基準・根拠（体育施設）

- ・マスク、スリッパを持参しなかったお客様向けに令和4年3月から窓口で販売を始めた。

【市民プール】

- ・新型コロナウイルスの感染を予防するため、夏期プールの日中は午前・午後の部の入れ替え制で行った。
- ・夏期プール利用者へのサービス向上を図るため、屋外プールサイドにおいて、飲料水、氷菓に加え、カップラーメンやスナック菓子などの販売も行った。
- ・冬期は、更衣室から室内プールまでの通路が寒いことから、トイレ入口にカーテンを設置し、寒暖差対策を行った。

<p>【評価視点】 1—(1)—⑤ 利用者等のニーズ把握を行っているか？</p>	<p>【評価算式】 ①ニーズ把握調査回数 ②ニーズ把握数</p>
<p>【算式資料収集方法】 ・ニーズ把握調査回数及び把握数は④からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：「4点」の結果を満たし、かつ、ニーズ把握方法が、アンケート実施、手紙・メールを利用するとともに、障害者等へのニーズ把握配慮など、把握方法においても、特筆すべきものがあるとき 4点：算式①結果が「4回以上」、かつ、②結果が「30個以上」のとき 3点：算式①結果が「4回以上」、又は、②結果が「30個以上」のとき 2点：算式①結果が「2回、又は、3回」、又は、②結果が「10個以上30個未満」のとき 1点：「2点」の結果に満たないとき</p>	

【評価視点】

行っている。

【評価算式】

- ①ニーズ把握調査回数 4回  
②ニーズ把握数 426件

※アンケート及び意見徴収の回数と件数

- |                         |       |          |
|-------------------------|-------|----------|
| ①総合型地域スポーツクラブ上・下半期アンケート | 回数：2回 | 把握数：189件 |
| ②アンケートBOXの設置            | 回数：通年 | 把握数：4件   |
| ③Eメールでの意見募集             | 回数：通年 | 把握数：21件  |
| ④施設利用者アンケート             | 回数：2回 | 把握数：212件 |

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 1—(1)—⑥ 把握した利用者等のニーズの実現を図ったか？</p>	<p>【評価算式】 ニーズ実現数÷ニーズ実現可能数</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニーズ実現数は㊦からの報告を基にする</li> <li>・ ニーズ実現可能数は、㊦から報告を受けたニーズ把握数を基に、所管課により、実現可能なニーズを抽出する（ニーズとウォンツの振り分け）</li> </ul>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「1」、かつ、当該ニーズ提出者のみならず、全ての利用者等に対し、サービス向上に寄与するとき</p> <p>4点：算式結果が「1」のとき</p> <p>3点：算式結果が「0.8以上1未満」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0.4以上0.8未満」のとき</p> <p>1点：「2点」に満たないとき</p>	

【評価視点】

図った。

【評価算式】

$$3（実現数） \div 3（実現可能数） = 1$$

※ニーズ（目的…お客様が本当に必要なもの）

〔実現可能数〕

- ① 総合体育館…メインアリーナ及び柔剣道場の熱中症対策
- ② 総合公園庭球場…コート内の熱中症対策
- ③ 富士見公園庭球場…備品の管理（テニスネットワイヤーの先端のほつれがあり危険）

〔実現数〕

- ① 工場扇やスポットクーラーの設置
- ② 日傘の貸し出し
- ③ ほつれ処理

※ウォンツ（手段…ニーズを満たすためのものや行動）

〔実現可能数〕

- ① 総合体育館…卓球室の卓球台の天板の傷み改善
- ② 総合体育館…バドミントンネットの不良品交換
- ③ 総合体育館…モップの管理（埃）
- ④ 総合公園野球場…トイレの管理（便器の汚れ）
- ⑤ 市民プール…更衣室の床マットの交換
- ⑥ 市民プール…プールと更衣室間の通路の寒さ対策

〔実現数〕

- ① 修繕
- ② 交換
- ③ 細やかな清掃
- ④ 清掃
- ⑥ トイレ入口にシャワーカーテンを設置

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 1—(2)—① 利用者や地域との連携・協働を行っているか？</p>	<p>【評価算式】 連携・協働事業回数の合計</p>
<p>【算式資料収集方法】 連携・協働事業回数は④からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：「4点」の結果を満たし、かつ、連携等が広がりを見せていることが顕著なとき 4点：算式結果が「4回以上」、かつ、利用者や地域との連携等が継続しているとき 3点：算式結果が「3回」のとき 2点：算式結果が「2回」のとき 1点：「2点」に満たないとき</p>	

【評価視点】

行っている。

- ・行田市を始めとした行田市教育委員会、行田市体育協会、行田市社会福祉協議会などの諸団体と共催し、市のスポーツ振興及び市民の健康体力増進に寄与している。
- ・地域のスポーツ団体の協力を得て、各種事業の展開をしている。
- ・地元青少年育成会が行う「花いっぱい運動」に協力し、地域との関係を深めている。
- ・総合体育館及び市民プールに自動販売機を設置している諸団体とは、連絡体制を構築し利用に支障が出ないようにしている。
- ・新規に行田市市民公益活動登録団体との共催によるイベントを開催した。
- ・新規にマーチングの全国大会に出場する吹奏楽部の協力を得て、市民へ観賞の機会を提供した。

【評価算式】

4回

- ①学童スポーツ団体ポスター展
- ②花いっぱい運動
- ③バトルしっぽとり
- ④公開練習見学事業

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 1—(3)—① 未解決の苦情等があり、解決の目途がついているのか？</p>	<p>【評価算式】 未解決苦情等数</p>
<p>【算式資料収集方法】 ・未解決苦情等数は④からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」、かつ、全ての苦情について円満な解決が図られ、かつ、特筆すべき方法により、自ら積極的に苦情等を発信しない人々へのアプローチも行っているとき 4点：算式結果が「0」、かつ、全ての苦情について円満な解決が図られているとき 3点：算式結果が「0」ではないが、すべての苦情について円満な解決が図られる見込みのあるとき 2点：苦情について円満な解決が図られる見通しが不明なものがあるとき 1点：意思疎通にかけ、苦情解決の糸口が見出せないものがあるとき</p>	

【評価視点】

該当なし

【評価算式】

0

〔円満な解決〕

※門井球場における場外飛球の対応

門井球場において、場外飛球による近隣住民へ被害状況の確認を行うとともに、再発防止に向けた取り組みをまとめ、近隣住民へ対策を説明するとともに、利用者に対し有事の際の損害賠償保険の加入を勧めるほか、場外飛球の監視を常に行った。

また、場外飛球発生時は、速やかに被害の有無を調査する体制を整えた。

富士見球場においても門井球場同様の対応を行った。

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 1—(4)—① 特定の市民・団体に対して、条例や規則での規定事項以外で対応したことがあるか？</p>	<p>【評価算式】 サービスの提供に関して条例・規則以外での対応回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用状況について㊦からの報告を基にする</li> <li>・㊦に対して、聴き取り調査を行う</li> <li>・実地調査を行う</li> </ul>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」、かつ、条例・規則の範囲内での新たなサービス向上が図られたとき</p> <p>4点：算式結果が「0」、かつ、条例・規則の範囲内での工夫が見受けられるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき、又は、算式結果が「0」ではないが、事前に市に対して照会・連絡を行っているとき</p> <p>2点：算式結果が「0」ではなく、事後に市に対して報告・連絡を行っているとき</p> <p>1点：算式結果が「0」ではなく、市に対しても報告・連絡を怠っているとき</p>	

【評価視点】

なし

【評価算式】

0回

※特筆すべき事項

- ①施設利用における早朝時間外利用などに柔軟に対応している。
- ②トレーニング室の利用において、ポイント制度の運用（新たなイベントへの適用）
- ③トレーニング室の利用において、利用料金の改定（負担増）による利用者離れ対策として、新たなポイント制度を市と協議のうえ実施している。

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 2—(1)—① 経費節減の取組みを実施しているか？</p>	<p>【評価算式】 経費節減のための取組みの方策の実施 ÷ 経費節減のための取組みの方策</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方策の実施は④からの報告を基にする</li> <li>・方策は業務計画書及び④からの報告を基にする</li> <li>・実地調査を行う</li> </ul>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「1」で、すべての方策において、特筆すべき取組みが見受けられたとき          4点：算式結果が「1」で、特筆すべき取組みが見受けられたとき          3点：算式結果が「1」のとき          2点：算式結果が「1未満」でも、経費節減のための取組みが見受けられたとき          1点：算式結果が「1未満」のとき</p>	

【評価視点】

実施している。

【評価算式】

$$4（実施） \div 4（方策） = 1$$

〔取組みの方策数〕

- ① 消耗品費は、発注金額の精査による物件単価の抑制により支出額の節減。
- ② 燃料費は、ボイラーの効率的な運転等による燃料使用量の節減。
- ③ 光熱水料費は、クールビズ、ウォームビズの実践による空調の適正運転、細かな照明点灯調整による消費電力量の節減、施設照明器具のLED化による電気料金の縮減。
- ④ 委託費は、清掃設備業務の仕様の見直しによる設計額の縮減。

〔方策の実施数〕

①～④

※特筆すべき取組み

- ① 賃金は、臨時職員の配置の見直し等により、支出額の節減に努めた。
- ② 消耗品費は、新型コロナウイルス感染拡大防止により、減収が見込まれたため、購入品については必要最低限に止め、支出額の節減に努めた。
- ③ 燃料費は、屋内プールの窓ガラスに断熱材を貼り、室内の保温対策を行い、ボイラーの重油使用量の節減に努めた。
- ④ 総合体育館の燃料費は、原油価格高騰により、予算不足が見込まれるため、ロビー、トレーニング室、卓球室の冬季の暖房の稼働時間を短縮し、重油使用量の節減に努めた。
- ⑤ 委託費は、全施設臨時休館等により減収が見込まれるため、法定点検以外の保守点検については実施の見送りや回数の見直し、また、総合公園庭球場クラブハウス及び市民プールのトイレを含む日常清掃については、常駐する財団スタッフが実施することで経費の節減を図った。

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 2—(1)—② 経費節減の効果が現れているか？</p>	<p>【評価算式】 当該年度の経費節減のための取組みの方策を受けた経費と前年、又は、H22 との経費の比較</p>
<p>【算式資料収集方法】 ・経費の確認は事業計画書と④からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：経費節減のための取組みの方策を受けた経費の合計、及び、各方策の経費が、前年、及び、H22 の経費の合計、及び、すべての各方策の経費を下回ったとき 4点：経費節減のための取組みの方策を受けた経費の合計が、前年、及び、H22 の経費を下回ったとき <b>3点</b>：経費節減のための取組みの方策を受けた経費の合計が、H22 の経費を下回ったとき 2点：経費節減のための取組みの方策を受けた経費の合計が、H22 の経費を上回ったとき 1点：経費節減のための取組みの方策を受けた経費の合計が、特段の理由もなく、H22 の経費を上回り、かつ、各方策の経費のうち、半分以上の方策の経費が、H22 の経費を上回ったとき</p>	

【評価視点】

現れている。

【評価算式】

前年比 101,474,971 円（令和3年度）－ 86,820,172 円（令和2年度）＝14,654,799 円増

平成22年比 101,474,971 円（令和3年度）－112,527,648 円（平成22年度）＝11,052,677 円減

※コロナ禍において、全施設約2か月の時短営業やサブアリーナがワクチン集団接種会場として使用されることによる減収や原油価格の高騰による燃料費や電気料金の価格上昇が見込まれることから、経費の見直しを行った。

※総合体育館窓口受付及び市民プール監視員の配置人数の見直しを行った。

〔方策を受けた経費〕

	令和3年度	前年度対比	令和2年度	平成22年度
賃金	30,514,800 円（＋ 5,853,455 円）		24,661,345 円	30,933,810 円
消耗品費	4,158,024 円（△ 636,500 円）		4,794,524 円	6,526,316 円
燃料費	7,218,069 円（＋ 3,215,193 円）		4,002,876 円	7,506,156 円
光熱水料費	17,251,343 円（＋ 4,878,469 円）		12,372,874 円	20,939,880 円
委託料	42,332,735 円（＋ 1,344,182 円）		40,988,553 円	46,621,486 円
合計	101,474,971 円（＋14,654,799 円）		86,820,172 円	112,527,648 円

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 2—(1)—③ 施設全体として、前年度より経費が縮減されているか？</p>	<p>【評価算式】 全ての経費と前年度の経費の比較</p>
<p>【算式資料収集方法】 ・経費の確認は事業計画書と㊦からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：経費の合計が前年度の経費の95%以下のとき 4点：経費の合計が前年度の経費の98%以下のとき 3点：経費の合計が前年度の経費の98%～100%のとき 2点：経費の合計が前年度の経費の100%を越え、102%までのとき <b>1点</b>：経費の合計が前年度の102%を越えるとき</p>	

【評価視点】

縮減できなかった。

【評価算式】

178,653,420 円（令和3年度） ÷ 161,227,615 円（令和2年度） = 110.8%

〔増加した理由〕

- ・最低賃金の引き上げに伴う人件費が増額
- ・重油の価格高騰のほか令和2年度においてはコロナ禍の影響で一定期間の休業や時短営業を行ったことで経費が縮減されている。これにより差異が生じたことも増額の要因。
- ・新型コロナワクチン集団接種会場の設営により、総合体育館の契約電力量が増額

<p>【評価視点】 2—(2)—① 収支計画の金額以内で適切に支出されているか？</p>	<p>【評価算式】 実際にかかった経費と事業計画書の収支計画との比較</p>
<p>【算式資料収集方法】 ・経費の確認は事業計画書と㊦からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：経費の支出が収支計画の金額以内で項目に則って行われており、かつ、すべての支出項目が収支計画の合計金額以内で項目に則って行われているとき <b>4点</b>：経費の支出が収支計画の合計金額以内で項目に則って行われており、かつ、事業費が収支計画の合計金額以内で項目に則って行われているとき 3点：経費の支出が収支計画の合計金額以内で項目に則って行われているとき 2点：経費の支出が収支計画の金額を越え、又は、項目に則らず行われているとき（流用含む） 1点：経費の支出が収支計画の金額を越え、又は、項目に則らず行われているとき（流用含まない）</p>	

【評価視点】

行われている。

評価基準・根拠（体育施設）

【評価算式】

事業費 182,666,000 円（計画）－178,653,420 円（実施）＝4,012,580 円減

経費 186,963,000 円（計画）－184,949,420 円（実施）＝2,013,580 円減

<p>【評価視点】 3－(1)－① 施設の利用人数は？</p>	<p>【評価算式】 当該年度の利用人数と前年との利用人数の比較</p>
<p>【算式資料収集方法】 ・利用人数は④からの報告を基にする *参考資料として、他市の類似施設の利用人数の把握を行う</p>	
<p>【点数化】 5点：当該年度の利用人数が前年の利用人数の 110%を超えるとき 4点：当該年度の利用人数が前年の利用人数の 105%を超えるとき 3点：当該年度の利用人数が前年の利用人数の 100%を超えるとき 2点：当該年度の利用人数が前年の利用人数の 100%を下回るとき 1点：当該年度の利用人数が前年の利用人数の 90%を下回るとき</p>	

【評価視点】

279,398 人

【評価算式】

279,398 人（令和 3 年度）÷196,826 人（令和 2 年度）＝141.9%

〔増加した理由〕

- ・令和 2 年度は年度当初の約 2 か月の臨時休館、定員制限、夏は屋外プールの開設中止、1 2 月から 3 月まで富士見公園野球場及び庭球場の改修工事があり大幅に減少したが、令和 3 年度は人数制限等の緩和や施設の改修工事が無かったため、増加した。

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 3—(1)—② 施設の稼働率は？</p>	<p>【評価算式】 当該年度の稼働率と前年の稼働率の比較</p>
<p>【算式資料収集方法】 ・稼働率は④からの報告を基にする *参考資料として、他市の類似施設の稼働率の把握を行う</p>	
<p>【点数化】 5点：当該年度の稼働率が前年の稼働率の110%を超えるとき 4点：当該年度の稼働率が前年の稼働率の105%を超えるとき 3点：当該年度の稼働率が前年の稼働率の100%を超えるとき 2点：当該年度の稼働率が前年の稼働率の100%を下回るとき 1点：当該年度の稼働率が前年の稼働率の90%を下回るとき</p>	

【評価視点】

36.83%

【評価算式】

36.83%（令和3年度）÷24.17%（令和2年度）＝152.38%

<p>【評価視点】 3—(1)—③ 利用の許可、停止、許可の取消し等を条例や仕様書等に基づき行っているか？</p>	<p>【評価算式】 管理に関して条例・仕様書等以外での対応回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・管理状況について④からの報告を基にする ・実地調査を行う ・④に対して、聴き取り調査を行う</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」、かつ、条例・仕様書等の範囲内での新たなサービス向上が図られたとき 4点：算式結果が「0」、かつ、条例・仕様書等の範囲内での工夫が見受けられるとき 3点：算式結果が「0」のとき、又は、算式結果が「0」ではないが、事前に市に対して照会・連絡を行っているとき 2点：算式結果が「0」ではなく、事後に市に対して報告・連絡を行っているとき 1点：算式結果が「0」ではなく、市に対しても報告・連絡を怠っているとき</p>	

【評価視点】 行っている。

- ・条例や仕様書に基づき適切に行っている。なお、施設の維持管理に支障がない範囲内において、施設の目的外利用についても、利用者サービスの観点から一部許可するなど柔軟に対応している。
- ・富士見公園野球場における目的外使用（グラウンドゴルフでの利用）について、施設の効率的かつ効果的な運用を図る観点から、所管課と協議のうえ利用を許可した。

【評価算式】 0回

評価基準・根拠（体育施設）

<p><b>【評価視点】 3—(1)—④</b>                  利用の許可を拒み、取消し、停止させた者について、その記録を作成し、速やかに報告したか？</p>	<p><b>【評価算式】</b>                  利用を拒否等したもののうち、記録の作成・報告しなかった回数</p>
<p><b>【算定資料収集方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用拒否等及び記録の作成については④からの報告を基にする</li> <li>・報告については、実際に受けた報告の回数を基にする</li> </ul>	
<p><b>【点数化】</b></p> <p>5点：算式結果が「0」であり、記録の作成が詳細になされ、速やかに報告され、かつ、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、記録の作成が詳細になされ、速やかに報告されているとき</p> <p><b>3点</b>：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないとき</p> <p>1点：記録の作成がされておらず、算式にあてはめることもできないとき</p>	

**【評価視点】**

該当する事案なし。

**【評価算式】**

0回

<p><b>【評価視点】 3—(1)—⑤</b>                  利用申請書どおりに利用していることについて確認を行っているか？</p>	<p><b>【評価算式】</b>                  利用者が利用している間中、管理者職員（委託された者を含む）が常駐していない回数</p>
<p><b>【算定資料収集方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理内容について④からの報告を基にする</li> <li>・実地調査を行う</li> </ul>	
<p><b>【点数化】</b></p> <p>5点：（無料施設を含み）算式結果が「0」であり、かつ、特筆すべき事項があるとき</p> <p><b>4点</b>：（無料施設を含み）算式結果が「0」のとき</p> <p>3点：（無料施設を除き）算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：（無料施設を除き）算式結果が「1以上3以下」のとき</p> <p>1点：（無料施設を除き）算式結果が「4以上」のとき</p>	

**【評価視点】**

行っている。

**【評価算式】**

0回

評価基準・根拠（体育施設）

【評価視点】 3—(2)—① 利用者に対し適切に利用料金を収受しているか？	【評価算式】 利用料金を過大・過少に徴収している回数
【算定資料収集方法】 ・利用者数と利用料金について④からの報告を基にする	
【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき <b>3点</b> ：算式結果が「0」のとき（減免方法等も適切な事務手順の基づき決定していること） 2点：算式結果が「0」であるが、納入時期・方法・減免方法等が条例・規則等との乖離が見られるとき 1点：算式結果が「0」でないとき	

【評価視点】

収受している。

【評価算式】

0回

【評価視点】 3—(2)—② 収支計画どおりに利用料金収入があるか？	【評価算式】 利用料金収入と事業計画書の収支計画との比較
【算式資料収集方法】 ・利用料金の確認は事業計画書と④からの報告を基にする	
【点数化】 5点：「4点」の事項を満たし、施設利用料金収入と事業収入の合計金額が、前年度の105%以上のとき 4点：施設利用料金収入及び事業収入の合計額が収支計画の当該項目の合計金額以上の収入があり、かつ、それぞれの項目についても収支計画の金額以上の収入があるとき 3点：施設利用料金収入及び事業収入の合計額が収支計画の当該項目の合計金額以上の収入があるとき 2点：施設利用料金収入及び事業収入の合計額が収支計画の当該項目の合計金額に満たないとき <b>1点</b> ：施設利用料金収入及び事業収入のそれぞれの金額が収支計画のそれぞれの項目の金額に満たないとき	

【評価視点】

ない。

【評価算式】

44,000,000 円（計画）－36,510,407 円（実施）＝7,489,593 円減

※（計画）44,000,000 円＝利用料収入 32,000,000 円＋事業収入 12,000,000 円

※（実施）36,510,407 円＝利用料収入 27,694,107 円＋事業収入 8,816,300 円

〔減少理由〕

- ・8月から9月までの時短営業や新型コロナワクチン集団接種会場としてサブアリーナが使用されたため、減少した。

（ワクチン集団接種会場期間：令和3年5月29日～11月13日（約6か月）、令和4年3月5日～（約1か月））

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 3—(2)—③</p> <p>利用申請時間外の利用について、適切に利用料金を収受しているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>申請時間外（超過時間）の利用について、適切に利用料金の収受を行っていない回数</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請時間外の利用及び適切な利用料金の収受については④からの報告を基にする</li> <li>・申請時間外の利用については実地調査を行う</li> </ul>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないとき</p> <p>1点：把握をしていないとき</p>	

【評価視点】

収受している。

- ・利用申請時間を超過した利用及び午前9時前の時間外利用についても、収受している。

【評価算式】

0回

※特筆すべき事項

午前9時以前の利用についても、収受している。

<p>【評価視点】 3—(3)—①</p> <p>休館日及び利用時間、利用料金（減免制度含む）を、見やすい場所に掲示、又は、備付け等しているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>掲示、又は、備付け等していない事項</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実地調査を行う</li> </ul>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：「4点」の結果を満たし、かつ、周知の仕方について、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：全ての事項について、掲示、及び、備え付けしているとき</p> <p>3点：全ての事項について、掲示、又は、備え付けしているとき</p> <p>2点：一部の事項について、掲示、又は、備え付けしているとき</p> <p>1点：掲示、又は、備付けがないとき</p>	

【評価視点】 行っている。

- ・休館日、利用時間及び利用料金（減免制度含む）の案内は、施設内、受付やロビーへの掲示、リーフレットの備え付け等を行うとともに、ホームページに掲載することで、広域かつ効率的な周知を図っている。

【評価算式】 ない。

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 3—(3)—② 受動喫煙を防止する措置を講じているか？</p>	<p>【評価算式】 受動喫煙防止措置を講じているが、防止の効果が現れていない状況</p>
<p>【算式資料収集方法】 ・実地調査を行う</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：受動喫煙の防止措置を行った結果、喫煙者以外の利用者等に受動喫煙の恐れが一切なく、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：受動喫煙の防止措置を行った結果、喫煙者以外の利用者等に受動喫煙の恐れが一切なく、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：受動喫煙の防止措置を行った結果、喫煙者以外の利用者等に受動喫煙の恐れが一切ないとき</p> <p>2点：受動喫煙の防止措置を行ったが、喫煙者以外の利用者等に受動喫煙の恐れが生じるとき</p> <p>1点：受動喫煙の防止を講じていないとき、又は、「2点」の状況について改善が見受けられないとき</p>	

【評価視点】

講じている。

- ・令和2年8月から全施設敷地内は、全面禁煙となり、屋外に設置されていた喫煙所を撤去した。

【評価算式】

ない。

※特に特筆すべき事項

- ・喫煙者を発見した際は、口頭又は館内放送にて禁煙に対する協力を呼び掛けている。
- ・全面禁煙の標記を明らかにしている。

<p>【評価視点】 3—(3)—③ 施設及び設備について定期的に保守点検を行い、その記録を作成しているか？</p>	<p>【評価算式】 ①記録未作成回数 ②保守点検不備による事故発生件数</p>
<p>【算式資料収集方法】 ・記録表等については㊦からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：定期的に保守点検を行っているとき、かつ、算式①・②結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：定期的に保守点検を行っているとき、かつ、算式①・②結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：定期的に保守点検を行っているとき、かつ、算式①・②結果が「0」のとき</p> <p>2点：定期的に保守点検を行っているが、算式①結果が「0」でなく、②結果が「0」のとき</p> <p>1点：定期的に保守点検を行っていないとき、かつ、算式①・②結果が「0」でないとき</p>	

【評価視点】 行っている。

【評価算式】 ①0回、②0件

評価基準・根拠（体育施設）

※特筆すべき事項

- ・対象施設及び設備に適した保守点検を定期的実施し、記録の作成及び保管している。
- ・点検の結果、修繕が必要と指摘された場合、修繕に係る経費が指定管理者の責任範囲である額（50万円未満）の場合は、速やかに修繕を実施した。
- ・法定義務の無い設備については必要に応じて点検を行い、早期の異常発見に努めている。
- ・定期保守点検に加え、職員の巡回による日常点検を実施し、その記録を保管している。

<p>【評価視点】 3—(3)—④ 施設、設備、物品の維持管理を適切に行い、必要な修繕を速やかに行っているか？</p>	<p>【評価算式】 修繕不備による事故発生件数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生件数については④からの報告を基にする</li> <li>・実地調査を行う</li> </ul>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」であるが、実地調査により必要な修繕が実施されていないとき</p> <p>1点：算式結果が「0」でないとき</p>	

【評価視点】

行っている。

- ・適切な維持管理及び修繕を行っており、修繕の不備が原因となる事故の発生はない。

【評価算式】

ない。

※特筆すべき事項

- ・指定管理協定で規定する指定管理者の責任範囲を超えた見積額の修繕が発生した場合は、所管課へ報告し、中長期の修繕計画の策定に協力している。
- ・所管課の工事及び修繕に立ち会い、修繕等に不備が発生しないよう必要に応じて、現場調整や連絡係を行っている。

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 3—(3)—⑤</p> <p>施設、設備、物品を滅失し、又は施設、設備、又は物品の重要な箇所を毀損したときは速やかに報告しているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>速やかな報告を実施していない回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告については㊦からの報告を基にする</li> <li>・実地調査を行う</li> </ul>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないが、実地調査により滅失等への対応が施されていると確認できるとき</p> <p>1点：算式結果が「0」でなく、かつ、実地調査により滅失等への対応が施されていないと確認できるとき</p>	

【評価視点】

報告している。

【評価算式】

0回

※特筆すべき事項

- ・ 8月総合公園野球場防球ネットワイヤーロープが破断したため、速やかに報告した。
- ・ 9月総合公園野球場スコアボードが故障（表示不可）したため、速やかに報告した。
- ・ 1月総合体育館冷温水発生機噴燃ポンプが故障したため、速やかに報告した。

<p>【評価視点】 3—(3)—⑥</p> <p>建物の改築、構築物の新設等、機械装置の新設等の現状変更をしようとするときは、予め協議し、承認を受けているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>予め協議し、又は、承認を受けていない回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承認については㊦からの報告を基にする</li> <li>・実地調査を行う</li> </ul>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないが、必要不可欠な変更と見受けられるとき</p> <p>1点：算式結果が「0」でなく、不必要な変更と見受けられるとき</p>	

【評価視点】 承認を受けている。

【評価算式】 0回

評価基準・根拠（体育施設）

<p><b>【評価視点】</b> 3—(3)—⑦</p> <p>管理施設の修繕・改築において、1件につき見積額50万円（消費税及び地方消費税を含む）未満のものについては指定管理者の費用と責任において実施したか？</p>	<p><b>【評価算式】</b></p> <p>費用及び責任における未実施回数</p>
<p><b>【算定資料収集方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施については④からの報告を基にする</li> <li>・実地調査を行う</li> </ul>	
<p><b>【点数化】</b></p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p><b>4点</b>：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないが、必要不可欠な実施と見受けられるとき</p> <p>1点：算式結果が「0」でなく、不必要な実施と見受けられるとき</p>	

**【評価視点】**

実施した。

17件

**【評価算式】**

0回

- ・実施した修繕において、実施までの期間を短縮するため施工の調整を図るとともに、修繕の告知を行い、利用者への影響を最小限に抑えた。

※特筆すべき事項

20万円以上の高額修繕件数…4件

評価基準・根拠（体育施設）

<p><b>【評価視点】 3—(3)—⑧</b>          指定管理者は、故意又は過失により備品等（I種）を毀損滅失した時は、市と協議し、必要に応じて市に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達したか？</p>	<p><b>【評価算式】</b>          弁償又は購入、あるいは調達していない回数</p>
--	--

<p><b>【算定資料収集方法】</b>          ・把握については㊦からの報告を基にする          ・実地調査を行う</p>
---

<p><b>【点数化】</b>          5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき          4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき  <b>3点</b>：算式結果が「0」のとき          2点：算式結果が「0を越え2以内」のとき          1点：算式結果が「3以上」のとき</p>
---

<p><b>【評価視点】</b>          購入又は調達している。</p> <p><b>【評価算式】</b>          0回</p>
--

<p><b>【評価視点】 3—(3)—⑨</b>          管理にあたっての準備行為や清算行為等の引継ぎを適切に行っているか？</p>	<p><b>【評価算式】</b>          ①不適切な準備行為回数          ②不適切な清算行為回数</p>
---	--

<p><b>【算定資料収集方法】</b>          ・把握については㊦からの報告を基にする          ・実地調査を行う          ・聴き取り調査を行う</p>
---

<p><b>【点数化】</b>          5点：算式①・②結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき  <b>4点</b>：算式①・②結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき          3点：算式①・②結果が「0」のとき          2点：算式①・②結果が「0」でないが、円滑なサービス提供ができ、かつ、利用者等に影響を与えないと見受けられるとき          1点：算式①・②結果が「0」でなく、円滑なサービス提供ができず、又は、利用者等に影響を与えたと見受けられるとき</p>
---

<p><b>【評価視点】</b> 該当なし。</p> <p><b>【評価算式】</b> 0回</p>
--

評価基準・根拠（体育施設）

※特筆すべき事項

財団文書の取り扱いに関する規定に基づき、管理に必要な文書等の作成、保管を行い、準備、清算行為等に支障の無いように備えている。

<p>【評価視点】 3—(4)—① 臨時に管理施設の休館日を定める場合、承認を受けたか？</p>	<p>【評価算式】 承認を受けない回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・把握については④からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	

【評価視点】

受けている。

- ・承認回数…1件

市民プールにおいて、年末年始休館に併せて実施するプール水入替（保健所の指導による）及び吸水口安全点検、プール利用再開に伴う準備作業。

【評価算式】

0回

※特筆すべき事項

臨時休館は市民プールのみであり、水抜き及び水張り作業と水温上昇作業に時間がかかることからやむを得ない措置である。

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 3—(4)—② 施設等の利用時間を変更する場合、承認を受けたか？</p>	<p>【評価算式】 承認を受けない回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・把握については④からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき <b>3点</b>：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	

【評価視点】

受けている。

- ・施設の利用時間等を変更する特別な理由がある場合は、市と協議のうえ決定している。  
大会開催前の事前準備など利用団体からの時間外利用申請（午前9時より前の利用）があった場合、条例及び規則に則り対応している。

【評価算式】

0回

<p>【評価視点】 3—(4)—③ 施設等を引き続いて利用することができる期間を変更する場合、承認を受けたか？</p>	<p>【評価算式】 承認を受けない回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・把握については④からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき <b>3点</b>：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	

【評価視点】

該当なし。

【評価算式】

0回

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 3—(5)—① 指定管理業務に係る会計処理を、他の事業と区分して経理しているか？</p>	<p>【評価算式】 経理していない状況</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・把握については④からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「0」でないが、市からの指導により速やかに適正な処理を行ったとき 1点：算式結果が「0」でなく、市が指導しても、適正な処理が不可能なとき</p>	

【評価視点】

行っている。

【評価算式】

なし。

※特筆すべき事項

新・新公益法人会計基準に基づく損益計算書ベース及び指定管理事業毎の収支計算ベース双方の決算書を作成し、必要に応じて提出している。

<p>【評価視点】 3—(5)—② 指定管理業務に係る会計書類を、各会計年度の終了後、5年間保存しているか？</p>	<p>【評価算式】 会計書類の紛失・不明枚数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・把握については④からの報告を基にする ・実地調査を行う</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「0」でないが、その他の書類等により紛失・不明書類の内容が推測可能なとき 1点：算式結果が「0」でなく、その他の書類等からでも紛失・不明書類の内容が推測不可能なとき</p>	

【評価視点】

保管している。

【評価算式】

0枚

評価基準・根拠（体育施設）

<p><b>【評価視点】 3—(6)—①</b> 指定管理業務を通じて取得した個人情報を、行田市個人情報保護条例等及び個人情報取扱特記事項、財団個人情報保護規程に基づき適正に取り扱っているか？</p>	<p><b>【評価算式】</b> 不適正な取扱い回数</p>
<p><b>【算定資料収集方法】</b> ・把握については④からの報告を基にする</p>	
<p><b>【点数化】</b> 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき <b>3点</b>：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	

**【評価視点】**

取扱いしている。

**【評価算式】**

0回

<p><b>【評価視点】 3—(6)—②</b> 指定管理者が、行田市情報公開条例等及び財団情報公開規程を遵守し、情報の公開及び提供について積極的に努めているか？</p>	<p><b>【評価算式】</b> 不適正な取扱い回数</p>
<p><b>【算定資料収集方法】</b> ・把握については④からの報告を基にする</p>	
<p><b>【点数化】</b> 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき <b>4点</b>：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	

**【評価視点】**

取扱いしている。

**【評価算式】**

0回

※特筆すべき事項

- ①入札の結果に係る情報は、ホームページ上に公開し、情報の提供に努めている。

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 3—(6)—③</p> <p>関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に運営を行っているか（前記以外のもの）？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>不適正な取扱い回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・把握については④からの報告を基にする</li> <li>・実地調査を行う</li> </ul>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「1」のとき</p> <p>1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	
<p>【評価視点】</p> <p>行っている。</p> <p>【評価算式】</p> <p>0回</p>	

<p>【評価視点】 3—(6)—④</p> <p>管理運営に必要となる資格をもつ人員が配置されているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>配置されるべき有資格者が配置されていない数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・把握については④からの報告を基にする</li> <li>・実地調査を行う</li> </ul>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「1」のとき</p> <p>1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	
<p>【評価視点】</p> <p>配置している。</p> <p>【評価算式】</p> <p>0人</p> <p>※有資格者を複数人配置することにより、高度な管理運営に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局職員保有資格…①甲種防火管理者、②プール衛生管理者、③ボイラー技士、④危険物取扱者、⑤体育施設管理士・運営士、⑥クラブマネージャー等を配置。</li> <li>・専門的な高度資格…委託業務スタッフが保有し、適正に配置。</li> </ul>	

評価基準・根拠（体育施設）

※特筆すべき事項

- ・事務局職員が2級ボイラー技士免許を新たに取得

<p>【評価視点】 3—(6)—⑤ 職員の研修を研修計画にしたがって行っているか？</p>	<p>【評価算式】 研修実施数－職員の研修計画数</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修実施数は④からの報告を基にする</li> <li>・研修計画は業務計画書を基にする</li> </ul> <p>*研修計画はできる限り数値化させる。</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：「3点」の結果を満たし、かつ、研修成果の度合いが2事業以上、特筆すべきものがあるとき          4点：「3点」の結果を満たし、かつ、研修成果の度合いが1事業でも特筆すべきものがあるとき          3点：算式結果が「0」のとき          2点：算式結果が「△1、又は、△2」のとき          1点：「2点」の結果に満たないとき</p>	

【評価視点】

行っている。

【評価算式】

$$8 \text{ (研修実施数)} - 2 \text{ (職員の研修計画数)} = 6$$

〔計画数〕

- ①プール衛生管理者講習会（※今年度は計画なし）
- ②甲種防火管理者養成講習会（※今年度は計画なし）
- ③窓口スタッフ研修（業務マニュアルの浸透）
- ④救急救助研修（心肺蘇生法、AED 取扱）

〔実施数〕

- ③④及び**①②③④⑤⑥**（追加）

※特筆すべき事項

- ①刈払機安全衛生教育オンライン講習
- ②企業人権担当者研修会
- ③埼玉県働き方改革セミナー（3回）
- ④彩の国 SC ステップアップセミナー（部活動地域移行に関する勉強会）
- ⑤危険物取扱者保安講習
- ⑥ボイラー取扱いに関する講習会

※新型コロナウイルス感染防止に伴い、出張を避け、ウェブを活用した講習会を受講した。

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 3—(6)—⑥ 管理内容や管理方法が申請書記載どおりに行っているか？</p>	<p>【評価算式】 不適正な取扱い回数</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・把握については事業計画書と④からの報告を基にする</li> <li>・実地調査を行う</li> </ul>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「1」のとき</p> <p>1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	

【評価視点】

行っている。

【評価算式】

0回

※特筆すべき事項

記載内容のほか、仕様の変更や設備の更新などに伴い、必要な管理を実施するなど、申請時を上回る管理運営を行っている。

<p>【評価視点】 3—(6)—⑦ 利用者のトラブルの未然防止策を検討し、対処方法が適切に行われているか？</p>	<p>【評価算式】 トラブルの対処方法数－事業計画書の未然防止策の検討数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未然防止策の確認は事業計画書と④からの報告を基にする</li> <li>・実地調査を行う</li> </ul>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないとき</p> <p>1点：把握をしていないとき</p>	

【評価視点】

行っている。

【評価算式】

4（対処方法数）－4（検討数）＝0

## 評価基準・根拠（体育施設）

### 〔計画数〕

- ①定期的な施設の巡回による施設及び設備の点検並びに不審者の有無の確認
- ②定期的なアンケート及び意見箱の設置等による利用者ニーズの把握
- ③危機管理マニュアルの整備及び心肺蘇生法並びに AED 取扱い等の非常時対応研修の実施
- ④接遇マニュアルの整備に関する研修の定期的実施及び窓口受付マニュアルに基づく日常的な指導

### 〔実施数〕

- ①～④

### ※特筆すべき事項

- ①サブアリーナの過剰な混雑の解消のため利用環境を整備し、利用者間のトラブル予防を図っている。
- ②利用施設・時間が多岐にわたることから、ダブルブッキング等の申請ミスが起きないように、細心の注意を払い、二重三重のチェックを行っている。
- ③施設内巡回を実施し、申請のとおり利用が行われているか、施設や設備の損傷がないか等を確認している。
- ④総合公園内での複数大会の実施時や市主催大会開催における臨時駐車場運用時には、駐車トラブルの防止のため、砂利駐車場へのライン引きや芝地への乗り入れが可能になるよう整備するなど場内整備の策を講じた。

### ※特に特筆すべき事項

#### ⑤門井球場における場外飛球の対応

門井球場において、場外飛球による近隣住民へ被害状況の確認を行うとともに、再発防止に向けた取り組みをまとめ、近隣住民へ対策を説明するとともに、利用者に対し有事の際の賠償保険の加入を勧めるほか、場外飛球の監視を常に行った。

また、場外飛球発生時は、速やかに被害の有無を調査する体制を整えた。

富士見球場においても門井球場同様の対応を行った。

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 3—(6)—⑧ 事故・火災への対策を講じているか？</p>	<p>【評価算式】 事故、火災への対策数－事業計画書の事故、火災への対策数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策数の確認は事業計画書と④からの報告を基にする</li> <li>・実地調査を行う</li> </ul> <p>*対策数はできる限る数値化させる。</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「0」でないとき 1点：把握をしていないとき</p>	

【評価視点】

講じている。

【評価算式】

$$5（実施数） - 5（計画数） = 0$$

〔計画数〕

- ①法令で義務付けられた点検・報告を実施し、安全体制を構築している。
- ②消防訓練及び避難訓練等を定期的実施している。
- ③有事に備え緊急連絡網の整備をしている。
- ④各施設の管理マニュアルを充実させ、安心安全な施設づくりを行っている。
- ⑤AED 取扱いを含む心肺蘇生研修会を定期的開催し、有事の救命措置が行えるよう体制を整えている。

〔実施数〕

- ①～⑤

※特筆すべき事項

- ①日常的な巡回点検の実施による事故・火災につながるものの把握及び除去を行っている。
- ②駐車場におけるアクセルブレーキの踏み間違い事故の予防のため啓発看板を設置している。
- ③総合体育館駐車場に横断歩道をつくり、歩行者の安全対策を実施している。
- ④熱中症予防対策として各施設で啓発物の掲示と利用者への呼びかけを行っている。
- ⑤駐車場における車上狙い防止のための啓発看板を設置している。

※特に、特筆すべき事項

- ⑥総合体育館駐車場において、駐車場における車上狙い防止の注意喚起看板を追加した。

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 3—(6)—⑨ 防犯対策を講じているか？</p>	<p>【評価算式】 防犯対策数－事業計画書の防犯対策数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策数の確認は事業計画書と④からの報告を基にする</li> <li>・実地調査を行う</li> </ul> <p>*対策数はできる限る数値化させる。</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき          4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき          3点：算式結果が「0」のとき          2点：算式結果が「0」でないとき          1点：把握をしていないとき</p>	

【評価視点】

講じている。

【評価算式】

$$4（実施数） - 4（計画数） = 0$$

〔計画数〕

- ①チェック表に基づいた体育館内外施設の定期的な巡回を行っている。
- ②不審者への声掛けによる事件の未然防止を図っている。
- ③退館時における在館者有無の確認及び施設内の確実な施錠を行っている。
- ④民間警備会社による夜間警備を実施している。また、警備業者と緊急連絡体制を構築している。

〔実施数〕

- ①～④

※特筆すべき事項

- ①総合体育館入口下駄箱においては、盗難防止対策を実施している。（靴盗難の減少に繋がっている。）
- ②防犯用具（サスマタ・防犯ブザー・電話通報設備）の配置及び対応マニュアルの整備をしている。
- ③館内放送や掲示物による注意喚起をしている。
- ④駐車場における車上荒らし予防啓発看板を設置している。
- ⑤盗難が疑われる放置バイクや自転車を発見した際には、所轄警察に協力を依頼し、早期の解決に努めている。
- ⑥所轄警察に巡回強化を依頼し、敷地内での犯罪等の抑制を図っている。

※特に、特筆すべき事項

- ⑦総合体育館1階玄関周辺の状態を記録する防犯カメラを設置
- ⑧駐車場における車上荒らし予防啓発看板を増設

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 3—(6)—⑩ 衛生対策を講じているか？</p>	<p>【評価算式】 衛生対策数－事業計画書の衛生対策数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策数の確認は事業計画書と⑩からの報告を基にする</li> <li>・実地調査を行う</li> </ul> <p>*対策数はできる限る数値化させる。</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき          4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき          3点：算式結果が「0」のとき          2点：算式結果が「0」でないとき          1点：把握をしていないとき</p>	

【評価視点】

講じている。

【評価算式】

$$4（実施数） - 4（計画数） = 0$$

〔計画数〕

- ① 日常清掃と特別清掃の適切な実施及びチェック体制の構築から常に清潔な環境を保っている。
- ② 定期巡回による汚損箇所の迅速な発見と適切な処置を行っている。
- ③ 国が定める「プールの安全標準指針」に基づいた適正なプール水の管理に努めている。
- ④ プールにおけるスイムキャップ着用の啓発と貸出品（キャップ）を用意して、水質悪化防止策を講じている。

〔実施数〕

- ①～④

※特筆すべき事項

- ① ウイルス等感染症対策として、アルコール除菌剤（手指消毒用）を館内主要個所に設置している。
- ② ノロウイルス等の対策として、洗浄剤を使用して清掃を実施している。
- ③ プール水の管理における法定以上の検査を実施している。（レジオネラ検査の実施）
- ④ 蚊による伝染病被害の軽減策として、注意喚起看板を設置し、被害の抑制に努めている。
- ⑤ 快適な空間づくりのため、空気調和設備の計画的な運転を行っている。

※特に特筆すべき事項

- ⑥ 新型コロナウイルス感染防止に伴い、ドアノブなどアルコール消毒を随時実施している。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染防止マニュアルを作成している。
- ⑧ 嘔吐物の処理方法のマニュアル作成及び処理セットの購入。

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 3—(6)—① 事前に市の承諾を受けずに、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせているか？</p>	<p>【評価算式】 承認を受けない回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・把握については㊦からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき <b>3点</b>：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	

【評価視点】

承認を受け、委託している。

【評価算式】

0回

<p>【評価視点】 4—(1)—① 施設又は施設利用者に災害が生じたとき、あるいは、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態の発生の旨を通報・連絡したか？</p>	<p>【評価算式】 通報・連絡しなかった回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・把握については㊦からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき <b>3点</b>：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	

【評価視点】

措置を講じ、通報・連絡を行っている。

- ・自然災害や利用者の怪我など、全てにおいて関係先へ早急な報告を行っている。利用者の活動中の怪我には、応急処置や救急要請など、速やかな措置を講じている。
- ・万が一、災害や事故等が発生した場合を想定し、普段から緊急事態の発生や事故等に備え、救急対応・報告体制の備えを行っている。

【評価算式】

0回

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 4—(1)—②</p> <p>事故等が発生した場合、市と協力して事故等の原因調査にあたったか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>事故等の原因調査に協力しなかった回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <p>・把握については④からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「1」のとき</p> <p>1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	

【評価視点】

ない。

- ・利用者に係る事故（怪我等）が発生した場合は速やかに市に報告をしており、事故の原因調査が必要な時は協力する体制を整えている。

【評価算式】

0回

<p>【評価視点】 4—(1)—③</p> <p>不可抗力が発生した場合、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努めたか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>早急に対応措置をとらなかった回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <p>・把握については④からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「1」のとき</p> <p>1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	

【評価視点】

該当なし。

【評価算式】

0回

※特筆すべき事項

- ①設備故障による利用者への不便を最小限に食い止め、大きなトラブル回避に努めた。
- ②不可抗力による事故が発生しないよう、事前の対策を実施している。

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 4-(2)-①</p> <p>自動販売機及び公衆電話等の設置など、目的外使用にあたっては、予め市と協議するとともに、承認を得たか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>予め協議し、及び、承認を得なかった回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・把握については④からの報告を基にする</li> <li>・実地調査を行う</li> </ul>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「1」のとき</p> <p>1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	

【評価視点】

承認を得ている。

【評価算式】

0回

※特筆すべき事項

利用者の利便性向上及び自主財源を確保するため、パン、菓子、アイスクリーム類の自動販売機を2台設置

<p>【評価視点】 4-(3)-①</p> <p>緊急時等の対策を実施しているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>緊急時対策数－事業計画書の緊急時対策数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策数の確認は事業計画書と④からの報告を基にする</li> <li>・実地調査を行う</li> </ul> <p>*対策数はできる限る数値化させる。</p>	
<p>【点数化】 →特になし</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないとき</p> <p>1点：把握をしていないとき</p>	

【評価視点】

該当なし。

【評価算式】

3（実施数）－3（計画数）＝0

評価基準・根拠（体育施設）

〔計画数〕

- ①自然災害時等において利用者へ迅速な情報の提供及び適切な避難誘導の実施。
- ②市、消防、警察等の関係官庁との協力体制の構築及び緊急連絡網の整備。
- ③台風接近時における迅速な対策の実施並びに通過後の被害状況確認及び報告の実施。

〔実施数〕

- ①～③

※特筆すべき事項

- ①避難誘導訓練、心肺蘇生法及びAED取扱い訓練を定期的実施。
- ②緊急時対策マニュアルの適正な運用。
- ③夏場における熱中症対策のため、各施設に経口補水液と身体冷却用水等を常備。

※特に、特筆すべき事項

- ④スタッフが新型コロナウイルスに感染した際の対応マニュアルを策定
- ⑤プール事故発生時の実地訓練を実施

<p>【評価視点】 4—(4)—①</p> <p>自己評価制度を実施し、改善につなげているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>自己評価制度実施数－事業計画書の自己評価制度実施数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <p>・実施数の確認は事業計画書と④からの報告を基にする</p> <p>*実施数はできる限る数値化させる。</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないとき</p> <p>1点：把握をしていないとき</p>	

【評価視点】

つなげている。

【評価算式】

$$5（実施数） - 5（計画数） = 0$$

〔計画数〕

- ①月毎の指定管理施設の利用状況等の報告及び前年同期との比較、自己評価の実施。
- ②毎年度終了後、本自己評価を作成し、指定管理業務を検証する。また、利用状況、自主事業報告及びアンケート調査集計と併せて、所管課へ提出。
- ③2か月毎に財団内部で連絡調整会議を開催し、業務の進捗状況等の報告及び検証を実施する。
- ④施設利用者や自主事業参加者を対象にアンケート調査を行うことで、客観的な評価を確認する機会を設け、その内容を分析する。

評価基準・根拠（体育施設）

- ⑤重点実施項目など具体的な目標を計画に盛り込み、年度終了時に実績に基づいた検証を行うなど、P（計画）、D（実施）、C（チェック及び評価）、A（改善）の管理サイクルをまわして業務の実施・改善を行う。

〔実施数〕

①～⑤

※特筆すべき事項

- ①財団内部の連絡調整会議は、令和2年度まで2か月毎に開催していたが、さらに情報の共有を図るため、令和3年度から1か月毎に実施した。

<p>【評価視点】 5—(1)—① 指定管理者の経営状況は良好か？</p>	<p>【評価算式】 経営状況の不安要素数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・要素数数の確認は収支（損益）計算書、貸借対照表、財産目録等を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「0」でないとき 1点：把握をしていないとき</p>	

【評価視点】

良好である。

【評価算式】

0

※特筆すべき事項

- ・財団への運営補助金は、平成29年度から廃止となったが、財団の自助努力により、健全な経営状況を保っている。

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 5—(2)—① 本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行っているか？</p>	<p>【評価算式】 人材確保及び必要な研修等の実施と事業計画書の人材確保及び必要な研修等との比較</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・人材の確保と研修等の実施の確認は事業計画書と㊦からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：収支計画書の予算の範囲内で、管理運営に支障がない体制が確保され、かつ、職員研修が計画どおりに遂行され、特筆すべき事項があると見受けられるとき</p> <p>4点：収支計画書の予算の範囲内で、管理運営に支障がない体制が確保され、かつ、職員研修が計画どおりに遂行されているとき</p> <p>3点：計画どおりの管理執行体制が確保され、かつ、職員研修が計画どおりに遂行されているとき</p> <p>2点：収支計画書の予算の範囲を越え、計画どおりの管理執行体制が確保され、又は、職員研修が計画どおりに遂行されていないとき</p> <p>1点：管理執行体制の不備により、管理運営に支障が見られ、又は、職員研修が計画どおりに遂行されていないとき</p>	

【評価視点】

人材確保を確保し、研修等を行っている。

【評価算式】

(1)人材確保  $15（実施数） \div 15（計画数） = 1$

(2)研修会等  $8（実施数） \div 2（計画数） = 4$

〔計画数〕

(1) 人材確保

- ①甲種防火管理者：事務局職員
- ②プール衛生管理者：事務局職員
- ③ボイラー技士：事務局職員
- ④危険物取扱者：事務局職員
- ⑤体育施設管理士：事務局職員
- ⑥体育施設運営士：事務局職員
- ⑦クラブマネージャー：事務局職員
- ⑧健康指導管理士：事務局職員
- ⑨チェーンソー及び刈払機作業教育修了者：事務局職員、嘱託職員、臨時職員
- ⑩トレーナースタッフ：嘱託職員
- ⑪受付事務・案内スタッフ：臨時職員
- ⑫作業・整備スタッフ：臨時職員
- ⑬清掃スタッフ：委託業者
- ⑭設備スタッフ：委託業者（電気主任技術者、電気工事士、危険物取扱者の有資格者）
- ⑮総合型地域スポーツクラブスタッフ：外部講師

評価基準・根拠（体育施設）

(2)研修会等

- ①窓口スタッフ研修（業務マニュアルの浸透）
- ②救急救助研修（心肺蘇生法、AED 取扱）

〔実施数〕

(1)人材確保

- ①～⑮

(2)研修会等

- ①②及び**①②③④⑤⑥**

※特筆すべき事項

- ①**刈払機安全衛生教育オンライン講習
- ②**企業人権担当者研修会
- ③**埼玉県働き方改革セミナー（3回）
- ④**彩の国 SC ステップアップセミナー（部活動地域移行に関する勉強会）
- ⑤**危険物取扱者保安講習
- ⑥**ボイラー取扱いに関する講習会